

文教福祉委員会

平成27年3月17日（火）
午前9時00分～午後2時49分
議会第2会議室

【出席委員】堤 正之委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】白倉和子議員

【執行部出席者】

・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

・付託議案について

○堤委員長

おはようございます。皆さんお座りになったようでございますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、最初に4常任委員会による連合審査会の開催についてお諮りいたします。

総務委員会に付託されております第1号議案 平成27年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳入全款及び第4条（第4表）地方債の審査につきましては、当委員会の付託議案とも関連がありますので、佐賀市議会規則第103条の規定に基づき連合審査会を開催して審査したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、第1号議案中、歳入全款及び地方債の審査については、連合審査会を開催することに決定いたしました。

次に、審査日程についてでございますが、先ほど決定いたしました連合審査会を含めまして、お手元に配付しております審査日程案で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、この審査日程どおり、当委員会に付託されました議案について審査したいと思います。

また、現地視察についてですが、もし御希望がある場合は、マイクロバスの都合もございますので、早目にお申し出ください。

それから、連合審査会時の席次についてですが、正副委員長協議の上、お配りしている席次表（案）のとおりいたしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、この席次のとおりでお願いいたします。

なお、連合審査会終了後、文教福祉委員会を再開して議案審議を行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、一旦、文教委員会は休憩いたします。連合審査会に切りかわりますので、大会議室への移動をお願いいたします。

◎午前9時02分～午前10時20分 休憩

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

発言される方は必ず挙手をし、委員長の指名後にマイクのボタンを押して発言をお願いいたします。マイクは後押し優先です。発言後に再びボタンを押す必要はありませんので、申し添えておきたいと思ひます。

それでは審査日程に従い、当委員会に付託された議案について審査していきたいと思ひますが、審査に入る前に幾つか注意していただきたい点を申し上げます。

まず、執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。特に当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費については、主なもの、前年と比較して大きく変わったものを中心に説明をお願いします。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方が答弁されますよう願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、多岐にわたる質問をお持ちであると思ひますが、一度にたくさんの質問をされますと答弁がわかりにくくなりますので、質疑の該当箇所、ページ数等を示した上で1回につき2問ぐらいに絞っていただければと思ひます。

それから、審査後に付託議案に関して現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をいただきたいと思ひます。

それでは、保健福祉部関係の議案審査に入ります。

まず、議案条例である第26号議案について審査をいたします。執行部から説明をお願いします。

◎第26号議案 佐賀市富士北部デイサービスセンター条例を廃止する条例 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から質疑をお受けしたいと思ひます。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

これを廃止することによって、利用者に対しての影響はどういうふうになるのか、ちょっと伺いたいんですが、1つは廃止される場所、立地がどうなるのかということと、民間でされるという場合に、それは場所がかわるのか、それともその施設は施設として利用しながら運営主体がかわるということなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○真子高齢福祉課長

利用者の方はこれまでどおり利用をするということが前提であります。場所は、ここの北部デイサービスセンターでそのまま健寿会のほうでデイサービス事業は実施されます。また、今、元気アップ教室ということで、ここでも実施しておりますけども、当分の間は実施される予定であります。また、ほかに公的な場所として、富士支所でありますとか、フォレスト富士、そういったところでの元気アップ教室の実施も可能であると考えております。

○山下明子委員

民間に移されるということで、何と申しますか、採算が合わなくなって、この事業をやめるというようなことが将来起きてきたときにどうなるかということがいつもこういうときは心配されるんですが、その辺は市としては、そういうことがもしあるときには、またちゃんと市は乗り出すよという姿勢でおられるのかどうかということはどうなんですか。

○真子高齢福祉課長

ここで実施しておりますデイサービス事業が介護保険事業でありますので、介護報酬を受けて民間として事業が成り立つということをこれまでの協議の中で確認して、譲渡するということになりました。

あと、介護保険事業の今後の改正とかいうところでの介護報酬がどうなるかというところはありますけども、ただ、民間の方、利用者の方に不利益にならないように今後も健寿会と協議しながら行きたいと、事業実施したいというふうには考えております。

○山下明子委員

不利益にならないということは、要するに市としては、とにかくここの地域でのこの介護サービスは必ず守っていくよということでよろしいですか。

○真子高齢福祉課長

佐賀市北部の福祉の拠点ということの位置づけでありますので、そのようにやっていくということで考えております。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、次に、第34号議案について審査をいたします。執行部から説明をお願いいたします。

◎第34号議案 佐賀市諸富生活支援生きがいくくりセンターの指定管理者の指定について
説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から質疑をお受けしたいと思います。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

最初にこの施設ができたときの経緯といいますか、ちょっと説明をされていますが、指定管理者制度ができる前からあった施設なのかどうかということと、そうなるともそもが公設民営的な施設だったということになるのかなと思うんですが、ちょっとその辺の経緯を済みませんがお願いします。

○高齢福祉課参事兼副課長兼地域包括支援係長

この諸富の生きがづくりセンターについては、介護保険が始まる前に閉じこもりがちとか少し弱くなった高齢者をそこに集めて、高齢者の生きがづくりをするための施設としてできたものですけれども、介護保険制度が平成12年にできまして、そういう少し弱い方とかの通所のデイサービスができまして、その対象者の方がそのまま移るような形になりましたので、生きがづくりセンターの役割を少し終えているような施設として残ったというところがあります。

そういう施設の中で、今は、平成18年に要支援という区分ができまして、さらにそこでの内訳があって、介護度の比較的軽い人は介護保険のそういう通所施設に通うことになりましたので、そういう今まで旧町村の時代にできていた生きがづくりセンター等の活用がなくなったというところで、地域支援事業のほうでできたことで、少し元気な高齢者と介護を使っているそのはざまの人、介護保険に該当しないような人の介護予防教室を生きがづくりセンターで実施をしてきたという経緯があります。

○山下明子委員

質問の趣旨は、最初に建ったときから、要するに小柳病院、福寿会との関係で、福寿会が最初からかむような施設であったという説明になっているんですが、そこら辺の説明ができる方はいらっしゃいますか。

○高齢福祉課参事兼副課長兼地域包括支援係長

もともと高齢者の福祉の施設として、特別養護老人ホーム等の運営等を福寿会がされてあって、福祉の拠点、いろんな高齢者の地域貢献とかいうような事業を福寿会とかにしていたいただいていた経緯で、その運営を諸富町のときに一体的にお願いをして、福祉のノウハウを持っている福社会のほうにお願いをして、その運営等を支援していただいたというような経緯があります。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高柳委員

この福寿会との指定期間というのは3年という形ですよね。で、これ以上の候補者とい

うのは、恐らく出てこないですよ、次も。この3年にした理由というのは何かあれば、お聞かせください。

○真子高齢福祉課長

これまでも3年ということで指定管理を行っていきまして、3年ごとの更新というような形で3年間ということで決めております。

北部デイサービスセンターが今回譲渡ということでございますので、今後の3年の間にですね、今後、この諸富の生きがづくりセンターの利用方針とか、そういったものを相手側の方針と協議していくということで考えております。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ございませんか。

○川崎議員

この社会福祉法人の福寿会の理事長、小柳さんという方はどういうふうな方ですか。

○高齢福祉課参事兼副課長兼地域包括支援係長

小柳記念病院の院長です。

○川崎委員

院長さんということは……

(「理事長です」と呼ぶ者あり)

そうですね。理事長ですね。わかりました。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に当初予算議案である第1号議案を審査いたします。

まず、第3款第1項から第3項までの説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成27年度佐賀市一般会計予算中、第1条（第1表）歳出第3款関係分（第1項から第3項） 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思います。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

181ページ、下から2つ目のグループホーム等開設補助金、150万円なんですけども、こ

れはどういう基準になっているのか教えてください。

○牧瀬障がい福祉課長

これは、まず新設した場合と、賃貸で借りた場合とに分けております。そこに、佐賀市の方が入った場合に補助をするという制度でございまして、新設の場合は、1人当たり20万円で、借家の場合は1人当たり10万円で最高限度額を80万円としております。1回限りです。以上でございます。

○堤委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

○山下明子委員

190ページ、191ページの地域改善対策経費のところなんですが、運動団体自立支援事業費補助金は例年どおり、前年並みだということだったんですが、本当にいつも言っていることではありますけれどもね、ただ、説明の中で差別される側の意識の醸成だとか差別に負けない意識づくりということを言われましたよね。で、そもそもの地域改善対策経費の説明の最初に17項目の人権問題を取り扱っているこの地域改善対策経費なんだという説明があった上で、やっぱりこの同和団体2団体に対する補助というのは、やっぱり突出しているなという感じがするんですね。17項目ある。で、本当に今でもさらにいろいろな種類の差別の問題というのが出てきているわけです。ですから、これは本当に市として人権問題全体を包括的にやっていくということで、同和に突出する言い方ではない考え方だとか、それからほかの人権問題を扱う団体との関係で、そこには目を配ることはしないのかということなどの点で、どんなふうを考えておられるのか、ちょっとお願いします。

○長谷川人権・同和政策課長

人権啓発強調項目はおっしゃるとおり17項目ありまして、うちの課では基本的に人権侵害とかそういう項目全ての啓発を行っています。

対策につきましては、同和対策はうちの課で、例えば高齢者、子どもの問題、障がい者の問題、それはよその課で対策を行っているというふうに私たちは整理をしているところでございます。

○山下明子委員

やっぱり人権・同和政策課というタイトルになっていますね、課もね。だから、もう人権問題対策の課というふうにして、包括的にそこでやっていくというふうにしたほうが、多分いろんなことが絡み合ってくると思うんですね。だから、本当はそういうふうにしていくべきだと思うし、現実はその同和団体への補助をやめた自治体というのはずっとこう今までふえてきていたわけですから、その点で整理をしていくべきではないのかなというふうに思います。これはもう意見です。それはちょっと意見です。

次のちょっと質問なんですが、200ページですね、地域共生ステーションのことで、高

高齢者福祉費が減っている中で地域共生ステーションの安全対策費が減っているんだということの説明でした。

それで、これはもう要望していくということではあったんですけども、一方で201ページの一番下に地域共生ステーション開設支援補助金とかありますよね。それで、この間、安全対策の問題でなかなか進まないということで、これをやれと言われるんだったらもうできないということで、ちょっともう開設どころか今やっているところを閉じてしまおうという動きも一方であったりするわけですよね。

だから、そういう動きもつかんでおられるのかどうかということと、間尺に合わないといえますかね、一方で開設しなさいと言いながら、その安全対策費のほうは後手後手に回ってしまっているというあたりで、県に対して復活を求めるのはもちろんなんですけど、市としてももう少しこの手だてを講じないと、せっかく開設準備を手伝いますよと言っているながら既設の施設がなくなっていくというということではちょっとおかしなことになると思うんですけど、まず、そういう動きがあることをつかんでおられるのかどうかということと、利用者に対して本当にこういうことでいいんだろうかという点でのね、市の認識をちょっと伺っておきたいんですけど。

○真子高齢福祉課長

地域共生ステーションの開設とか廃止とかの動きですけども、県のほうで取りまとめておりまして、県のほうで届け出があったもの、廃止があったもの、そういったものがありますので、県からの情報、それと宅老所協議会というのがございまして、その中で、協議会に加入する、それとか脱退する、そういった情報は宅老所協議会のほうからということでもありますので、県のほうからとそちらの協議会のほうから、新設なり、あと廃止というものも、有料老人ホームにかかわるとか、そういった動きというのは、リアルタイムではございませんけども、情報としては入ってきます。

それと、利用者のことを考えてということでございますけども、地域共生ステーションは、通常の専用住宅を利用して地域共生ステーションにするというのがほとんどなんですけども、専用住宅から営業用のものに用途変更するというので、その用途変更して使う基準というのが、やはりハードルが高いというようなところがありますので、開設するに当たって将来のことを考えて専用住宅を改造して営業用の建築物にできる、そういった先の見通しをとって開設されることが望ましいというようなことを考えておりますので、利用者のことを考えれば、まず、前の相談の段階から、将来的にきちっとした営業用の施設としてできるというものを相談の上、開設したいということですね。

それと、最初のほうの御質問で、県とか宅老所協議会というものと同様に、業者のほうにも直接連絡をとるといようなことをやって、そういう安全対策の進捗状況とか、そういった将来的な業者の営業方針とか、そういう確認は行っております。以上です。

○山下明子委員

そうすると、今言われた、開設する段階での次の将来的な見通しに関しては、今みたいなケースがいろいろと起きてきていることを踏まえて、今後は伝えながら開設を支援していくという意味ですかね。

○真子高齢福祉課長

そうですね。まず、専用住宅から将来的に営業用になるわけですから基準が厳しくなります。その厳しい基準を開設するときにクリアできるか。例えば、廊下の幅でありますとか、壁に筋交いが入って揺れに強いとか、そういう営業用の建築物としての基準を将来的に満足できるか、そういったところまで将来的にそういう基準が要求されるよというようなところで、相談の段階からやっていきたいというふうに考えております。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○川副副委員長

173ページの社会福祉法人監督等経費ということで、県のほうから市のほうに平成26年から委託先を変更されて、55法人があるということでしたけど、この監督の業務内容を教えてください。

○成富福祉総務課長

基本的には、定例的な監査、佐賀市内に本社と営業所がある法人に限られておりますけども、そういったところの業務内容、会計等の監査が主なものになります。それと新しく設立する場合の設立認可の審査というものもございます。あと、そういった届け出を出していただくもので、内容の審査というのもございます。以上のような形でございます。

○川副副委員長

新しく平成26年度からそういう業務がふえたということで、職員増ということは別に問題なかったんですか。

○成富福祉総務課長

平成25年度からやっております、担当の職員を2名配置していただいております。増員になっております。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○川副副委員長

183ページの障がい者就労施設等販路拡大支援事業ということで、これは、障がい者ふくしネットが主にされてあるかと思えますけども、実は私たち議員のほうにも、リーフレットというか、事業所ごとの商品のパンフレット等が来まして、このパンフレット等については、これは事業所がお金を出し合って作成してあるのか、市のほうから幾らか助成

があるのか、お願いします。

○牧瀬障がい福祉課長

今、議員がおっしゃったのは、近ごろ文書箱に投函させていただいた分ということでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そちらのほうは、佐賀市のほうが委託している事業の一環としてやっていただきまして、定期的に市の職員に対していろいろな商品購入の案内が来ておりました。その中でちょっとできがいいものがございましたので、議員のほうにも配付させていただいたところですが、平成25年度の事業のときに少し分厚いいろいろという冊子を作成させていただきました。この事業の中でさせていただいているところですが、それは済みません、分厚いのと金額が高いということで議会のほうには一部図書館のほうに配置させていただいているような状況でございます。

あとは公民館ですとか、破棄するようなところではない、恒常的に置いていただけるようなところに設置させていただいているところでございます。以上です。

○川副副委員長

そしたら、特別一般市民の方の、例えば、世帯ごとに配付とかいうのはないですね、もう完全な公共施設関係等に配付して見てもらうという形でいいんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

今回お配りしたものは、あくまで市の職員と議員の皆様方用でございます。

一般市民の方へ向けては、ホームページ等も開設しておりますのと、先ほど言いましたいろいろという分厚い冊子はなるべく一般市民の方の目につくような店舗等に置かせていただいております。以上でございます。

○川副副委員長

また別の件で、197ページの生きがいつくり支援経費のところの、これは高齢者福祉センター分の指定管理ということで、4施設ですかね。

次のページのちょっと確認ですけど、平松老人福祉センター運営費補助金、これについては運営費補助金ということですけど、やはり平松老人福祉センターは佐賀市の福祉協議会が所有しているものとして助成金をやってあるのか。

○真子高齢福祉課長

老人福祉センターの先の4施設は、佐賀市の持ち物ということで、社協のほうに指定管理をお願いしております。

で、平松老人センターは言われるとおり、社会福祉協議会が所有しているものでございますので、指定管理をすることにはなりませんので、指定管理ではなくて、運営の補助金として支出しているものであります。

○川副副委員長

そしたら、指定管理料と平松に出されている助成金、この算出基礎はもう一緒ということと考えていいですか。

○真子高齢福祉課長

はい、同じ算出根拠で金額を決めております。

○堤委員長

よろしいでしょうか。ほかに。

○山下明子委員

183ページにちょっと戻るんですが、障がい福祉業務委託料の中で、共同受注委託に関するコーディネーターを2名から1名に減らしたということだったんですが、これはどういうことであったかというのが1つです。

それと、ちょっと飛びますが、207ページで介護予防経費が3,800万円減った理由の中で幾つか説明があって、元気アップ教室の1教室当たりの単価を見直したことなどでというふうなことをちょっとおっしゃっていたのですが、そこら辺少し詳しくお願いします。

○牧瀬障がい福祉課長

まず、障害者優先調達推進法という法が施行されたのが、平成25年4月からです。その施行に合わせまして、この共同受注の事業を設置させていただいたところでございます。その際に2名のコーディネーターということで、平成25年、26年は2名のコーディネーターを設置させていただきました。

初めての事業ということでもございますので、まずは障がい者施設の事業所の洗い出し、どういう品物を作成しているのかとか、どういう役務だったら提供できるのかというような洗い出し作業。それから、例えば公的な機関ですと、市のみならず、県などのいろいろな部署、市でいうと農林水産部ですとか、環境部ですとか、そういういろんなセクションのところとタイアップしまして、どういう事業だったらそういう障がい者の施設のほうに事業委託できるのかとか、役務費を提供してもらえるのか、こういう商品だったら買ってもらえるのかというもののコーディネーターをしていただくということで2名配置しましたが、大体、ある程度の掘り起こしとそういう連携ということができてきましたので、平成27年度は1名でやれるのではないかと考えておまして、1名にさせていただきました。以上でございます。

○真子高齢福祉課長

元気アップ教室の見直しということでもあります。

元気アップ教室は、一般競争入札で業者価格は決まっております。平成26年度まで予定価格に対して落札価格が非常に開きが大きいということがございました。

そこで、実際のこれまでの入札価格、そういったものを参考にして、当初予算で計上させていただいておりますので、前年度よりも4,000万円ほど減額したということがございます。

もう1つ、その元気アップ教室でどういう人たちに参加してもらおうかということで、チェックリストというものを送っておりますけども、これまで約5万8,000人の高齢者に対して、一度にはできないということで、3カ年に分けて実施しておりました。ただ、これを3カ年に分けても、大体、1万5,000人ほどの対象者に対してチェックリストを送付するということです。それよりも、ある程度対象者を絞るということで、年齢を絞って、対象者を限定して、その分だけ経費の削減を図ったということでございます。以上です。

○山下明子委員

そしたら、最初の公的機関との共同受注なんですけど、公的機関というのは、これは具体的には県、市以外に、ほかにあるんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

今回、実際コーディネートが実施できたものとしては、特にほかの官公庁というのはできなかったんですけど、例えば社協とかでしたら公的機関の中に入るかなと思っております。一応、基本的にはまずは佐賀市ということで、推進していたところでございます。以上です。

○山下明子委員

つまり、佐賀市内にある事業所的な、要するに合同庁舎に入っているところとかありますよね、国関係だとか。そういうところも公的機関という枠の中に入ると見ていいんですか。

○牧瀬障がい福祉課長

はい、議員おっしゃるとおりでございます。この障害者優先調達法というのができたのは、それぞれの省庁で障がい者の施設から何らかの役務の提供とか、物品購入とかの努力をなささいと言ったらおかしいんですけど、義務ではないですけど、そういうのをやりなさいというような法律になっておりますので、それぞれの省庁で制度がつくられているかと思えます。以上でございます。

○山下明子委員

つまり、佐賀市としてこれを進めていくときに、相手としてそういう佐賀市内にある合同庁舎のところだとか、そういうところにも入っていくというようなことが視点としてあったのかどうかということと、さっきちょっとほかのところには広げられなかったとおっしゃった中にそういうことがあるのかどうか1つです。

それで、もしそうだとしたら、コーディネーターを2名から1名に減らすというところが、仕事としてはまだまだあるのではないかなという感じはするので、ちょっとそこら辺をお願いします。

○牧瀬障がい福祉課長

ほかの公的な機関にはあくまでも御紹介程度しかできないかなというのが当初の私どもの考えでございます。一つは、障がい者の施設でつくっているものが、クッキーとか、

お弁当とか、パンとか、そういうものになりますので、なかなかそれを購入してくださいというのが、公的な予算ですね、私的なものではございませんので、公的な予算の中でそういうものの購入というのは実際事業としてはなかなか難しいかなというのもございました。

ただ、役務の提供ということで考えると、例えば庁舎の清掃作業とか印刷業務というところも考えられたのですが、一応そういう事業所のパンフレットというか、役務が提供できる一覧表は持って行って、営業ではないんですが、持ってはいっていただきましたが、実績にはちょっとつながらなかったというところがございます。以上でございます。

○山下明子委員

いやだから、要するに最初の説明で、コーディネーターを2名から1名に減らしたというところで、やることはやったし、とりあえず今度はもう1名でいいかなというふうな感じにちょっと受けとれたんですが、現実には、もう少し開拓のために頑張る仕事というのはあるのではないかなというふうに、今説明を聞きながらちょっと思ったんですね。

だから、その辺で減らしたいということと、仕事の広がり方としてまだ可能性があるとするれば、そこら辺で減らしたという点ではどうなのかなということを知っているんですよ。その判断の根拠というところを説明ください。

○牧瀬障がい福祉課長

そうですね、ちょっと難しいところなんですけれど、まず一番根本的な事業所がそれぞれ何をやるか、どこまでやるかという掘り起こしがかなり時間かけ、1事業所1事業所、1件1件回りまして、内容を確認してということをやるのが大体1年目の主な業務でございました。そういう掘り下げのところ、それと実際やれそうなところに声かけをして、連携事業等をやっていたところなんです、そこが大体2年目でやれてきたかなと。そうすると、大体あとは1名で何とかやれるかなということ判断させていただいたところです。

○山下明子委員

経済部の方針の中で、域内にいかにお金が落ちるかという話も全体としてはありますよね、地域循環ということで。だから、佐賀市内に事業所があれば、公的機関としてあれば、そこも当然仕事の対象として考えていけば、こういう障がい者の方たちの就労の場だとか、利益を受ける場として当然視野に入ってくるわけなので、ここはもう少しその仕事の中身だとかいろんなことでコーディネートすることはあるのではないかなというふうに、ちょっと、本当にそこはまだまだ思えるんですが、これが本当に果たして1名でじゃあ大丈夫なのかなという感じは持ちます。これはちょっと意見です。

それから、もう一つの元気アップ教室のほうなんです、結局、予定価格に対しての実際の落札価格というのはどれだけ開きがあったのか、お願いします。

○真子高齢福祉課長

開きということで、大体6割ぐらいの落札率が全体のトータルということでして、毎年、

執行残というのが発生するというような状況でございましたので、先にその分を見込んでの当初予算からの減額ということになります。

○山下明子委員

元気アップ教室が幾つあって、そこにかかわっている業者は幾つなのか、お願いします。

○真子高齢福祉課長

元気アップ教室、平成26年度では53教室で、入札に参加した業者が3業者ということになります。

○山下明子委員

その3業者全てがそういう落札率なんですか。

○真子高齢福祉課長

全てというか、常に参加するのが3業者。もう一つ、特定の地域だけ参加する業者が1つありますけども、ばらつきがありまして、全てが同じような金額を出してくるという状況ではありません。

○山下明子委員

最初の算定根拠といいますかね、その予算を組むときの算定根拠と、現実の差は多分持っている事業者のキャパだったり、いろんなこと、人件費をこれだけ見ることができるといふふうなことで下がっていくのかなというふうに思うのですが、要するに業者が変わっていけば当然アップしていったりしますよね。だから、その一定の落札率がこうだったということが一つの基準になってしまうと、ほかの業者にかかわっていくときに、非常に難しくなるということがないのかどうか、そこはどうなんですか。

○真子高齢福祉課長

平均的な人がかかわる分では人件費、その辺は、ほかの業者もそう変わらないと思うんですけども、この元気アップ教室、送迎つきということが1つございます。

で、その送迎の費用ですね、その送迎の費用が業者によって違ってくるところがございます、開きが出てきたということです。

○高齢福祉課長寿推進係長

少し補足をさせていただきます。

平成26年度の予定価格からの入札率なんですけれども、53%で一応落ちています。それで、いつも補正でこの分の落札残をしていますけれども、それも課長のほうからの答弁にありましたように、今回、そういうふうにならないようにということで、全体の事業の見直しをいたしまして、これが人件費、それから会場使用料、それから先ほど言いました送迎等で構成をされておりますけれども、その人件費の中身のところで、運動の指導のところを佐賀市のいろんな報酬の基準等に照らし合わせまして、前は見積もりをいただいて、それから市のほうで検討して出しておりましたけれども、本市の基準等に合わせて少し見直しをいたしまして、それは、全部の中でも同じような基準でいくようにということで、

全体的に今回平成27年度の予算は整理をさせていただいたのと、それぞれ運動、栄養、口腔とありますけれども、そこら辺の指導の内容を少しこれからの介護予防に合うような内容にそれぞれの専門のところと打ち合わせをさせていただいて、回数の変更等を少しさせていただいているところです。以上です。

○山下明子委員

予算のそれはわかりました。

もう1つは参加対象者の取り扱いのことで、5万8,000人の対象者を3カ年に分けてということとされてきたのを一定の年齢に絞ってやることにしたと言われたんですが、そこら辺の考え方ですね、例えば参加率の引き上げの問題だとか、どういうふうに照準を絞って考えておられるのかというところをちょっと御説明お願いします。

○高齢福祉課参事兼副課長兼地域包括支援係長

チェックリストの送付に関しましては、国のほうから65歳以上の方全員に通知をして、介護予防の対象者を広く拾いなさいというふうな指導とか通達が来ております。その中で事業を行いましたけれども、国のほうがまた介護保険の改正に伴いまして、チェックリストを送付したりとか、事務、それにあわせて、実際、抽出される対象者がすごく少ない、実際に教室に結びつく人が少ないということで、チェックリストの送付事業そのものを少し見直しさせていただいているところです。

それで、介護予防の元気アップ教室の参加者が、実際、元気アップ教室に参加した人がすごくよかったよと、だから友人にこれよかったから参加しないとか、そういう口コミであったり、それから実際、おたっしや本舗が老人会とかサロンに出張しまして、健康講話の中でチェックリストを郵送して、その中から元気アップ教室に参加する人が多いという、実際元気アップ教室に参加する人数がチェックリストから参加する人よりも多いというような経緯がありまして、今回見直しをさせていただいた年齢は、65歳が介護保険の第1号被保険者になりますので、65歳ぐらいから介護予防が必要になりますよという普及啓発の意味での配付年齢と、それから74歳、80歳という、後期高齢者になると介護とかが必要になってきたり、体が弱ってきたりするのに伴いまして、年齢を絞らせていただいた結果でチェックリストの配付人数を減らしております。

○山下明子委員

そうすると、最初からチェックリストの対象がすごく絞られてしまうということで、今までの対象者に関しては今までどおり勧奨したり、どうぞおいでなさいよって声かけたりというその作業自体は別に変わらないということなのかどうかということと、前に、どこかで視察したときに、とにかく、元気アップ教室にどれだけ参加してもらおうかということで、こんなに変わりましたよというふうな何ですかね、ビフォーアフターのような映像を見せながら、ここに通ったらこんなに変わるんですよということを見せながら、どんどんこう参加者がふえていったというふうな取り組みをされている自治体とかがあったんです

が、要するに元気アップ教室への参加者をどうふやすかということとの関係で、絞り込むことはどうなのかなという感じがちょっとするんですが、その辺はどんなふうを考えてあるんですかね。

○高齢福祉課参事兼副課長兼地域包括支援係長

従来どおり、チェックリストからと、それから地域活動をする中で対象者を抽出するというのも変わりませんし、また民生委員に実態調査をしていただくんですけど、実態調査の活動をする中で介護予防が必要な人へのお誘いをさせていただいて、それをおたっしや本舗につないでいただくような誘導をお願いしているところです。

実際、例えば65歳から送付をさせていただいているんですけども、65歳から70歳ぐらいまでの方は実際就労をしたりとか、比較的元気でまだお仕事をされていたりとか、独自に仕事とか、あと、いろんなサークルとかの活動をしていらっしゃる方が多いということで、年齢の抽出をさせていただいたところです。

ただ、従来どおり、今まで教室に結びついた経路については継続させていただくので、元気アップ教室に参加する人がすごく少なくならないような形でチェックをさせていただきたいと思っております。

○山下明子委員

あともう一つ、229ページのひとり親家庭等医療費助成費を前年に比べて500万円減らしましたという説明だったんですが、これは前年の実績との関係でどうなのかということと、ひとり親家庭が一方でふえているという中でこれが減るといところがちょっとどういう関係なのか御説明ください。

○成富福祉総務課長

前年度の実績に見合うような形で、例年予算が残ということだったもんですから500万円引かせていただいております。

母子世帯数の数ですけども、ふえているというイメージを持たれつつあるんですけども、我々のデータでいきますと、平成25年度以降横ばい状態というのが実質の数字だというような形で考えております。

○堤委員長

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんか。

○川崎委員

1点だけちょっと教えてもらいたいんですけど、201ページの下から2行目の地域支援推進事業委託料、2,000万円計上されているんですけど、この内容をもう一度説明してもらいたいんですけど。委託料の件に関して。

○真子高齢福祉課長

これは、高齢者ふれあいサロンの社会福祉協議会への委託料ということで、数としては、223のサロンを予定しております。

で、これは、参加者人数によって事業費が異なります。1年間で10回以上開催して月平均が10人未満であれば6万円の補助金ということで、それから段階的に上がっていきまして、30人以上であれば9万円、これを限度に補助金を交付するという根拠をしております。

○川崎委員

ちょっと1点だけに聞きたいんですけど、10回以上して6万円ですか、30回以上が10万円。

○真子高齢福祉課長

1回の参加が10人未満で6万円ですね、失礼しました。10人ごとに1万円ずつ上がっていきまして、30人以上の参加で9万円ということです。

○川副委員

一つ教えてもらいたいんですけど、この中で、サロンでは食事代は出るということを知って聞くんですけど、老人会への補助金が四万幾らあるでしょう。あれは食事代はだめということをよく老人会からも聞き、サロンのことを聞いていると食事は出るということですが、その内訳をちょっと知りたいんですけど、何で老人会は食事代が出ないのかですね。その内訳をお願いしたいと思います。

○真子高齢福祉課長

サロンがひとり暮らしの高齢者のひきこもり防止ということで、世話人がひきこもりの方を外へ連れ出して、元気高齢者をつくるということですので、それに対して食事というものも認めているところですけども、老人会の場合、老人会はもともと社会奉仕活動ということで設立された経緯がございます。そしてまた、補助金ということなんですけども、そこでのお茶菓子代とかお茶代というものまでは認めておるところであります。

老人会とサロンですね、そこを老人会の方がお世話してサロンを運営するというようなこともなされているところもありますので、その辺をうまく使って、老人会とサロンと、両方とも活動できるようなことが望ましいかなというふうには思っております。

○川崎委員

このサロンを立ち上げるには、自治会長が頭になるんでしょうか。自治会長とまた会計関係とあるでしょう。その組織図関係を教えてもらいたいと思います。

○真子高齢福祉課長

高齢者サロンを必ずしも自治会長がしなければならないということではありません。元気な方がお世話役ということで、会長とか会計とかですね、運営のほうを引き受けていただければよろしいということで、実際にそういうふうな組織づくりがなされているところが多いというふうには思っております。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑ございませんか。

○高柳委員

199ページ、前もちょっと聞いたかと思いますが、敬老祝金の内訳を教えてください。

○真子高齢福祉課長

敬老祝い金ですけど、88歳の方がお一人様1万円ということで、今のところ、1,100人を予定しております。それと、100歳以上の方が1人3万円ということで、来年220人の方を予定しております。

○高柳委員

参考に昨年度の実績を。

○真子高齢福祉課長

昨年実績、今手元にあります予算のデータなんですけども、88歳が1,204人と100歳以上の方で178人ということでございます。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○宮崎委員

181ページの障がい福祉業務委託料、発達障がい早期診断、早期治療ということだったんですが、ここら辺を少し詳しく教えていただけますか。

○牧瀬障がい福祉課長

佐賀市のほうでは、まず早期診断、早期療育ということで、発達障がいの場合、3歳未満の時点で発見をするとより質のいい療育を提供できて、それによって社会性が身につくというところで、早期診断、早期療育という事業を行っております。

まず、1歳半健診といって乳児健診がございますが、その際に、県が作成しました二次問診票を使いまして、聞き取りみたいな感じの問診票なんですけど、それで発達障がいの疑いがあるかと思われるような子どもに対して、保健師のほうがいろいろ御相談するというか、御助言をして、その中で、ああ、そうかもしれないと思われた保護者の方に診断とか療育ということを行っております。

そのほかに成人した障がい者、発達障がい者の受け入れというのがなかなか事業所等でも難しいところがございますので、その事業所等に対しまして、どうやって受け入れすればいいのか、どういう対応をすればいいかというような研修なども行っているところでございます。以上でございます。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「委員長、済みません」と呼ぶ者あり)

○真子高齢福祉課長

先ほどの高柳委員の御質問で、前年度の予算の数値でお答えしましたが、実績のほうの数値を申し上げたいと思います。

平成26年度の88歳の方の実績が1,135人で、100歳以上の方は177人でございます。以上です。

○堤委員長

ほかに御質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質問もないようですので、以上で第3款第1項から第3項の分を終わりたいと思います。

皆さんにお諮りいたしたいと思います。

ちょうどお昼近くなりましたけれども、一旦ここで区切りたいと思っております。

ただ、執行部にもお尋ねですが、きょうは支所のほうからもお見えいただいている方もいらっしゃるようですが、午後からということになります、その点はよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうであれば、以上、第1項から第3項までで一旦区切りまして、休憩を挟みたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまより休憩いたします。

再開を1時ちょうどということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、よろしく願いいたします。

◎午前11時51分～午後1時01分 休憩

○堤委員長

それでは、文教福祉委員会を再開したいと思います。

なお、平原副議長におきましては、今、正副議長レクがあつているということでございまして、若干遅参されるそうでございますので、委員の皆様には御了承いただきたいと思ひます。

それでは、午前中に引き続きまして、第3款第4項以降の説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成27年度佐賀市一般会計予算中、第3款関係分(第4項、第5項)、第4款第1項、第10款関係分 説明

○堤委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問をお受けしたいと思います。御質問はございませんか。

○松永憲明委員

251ページの不妊治療助成事業なんですけれども、これは、人数をどういうふうに見積もっておられるのか、それからまた、1人当たりの補助額をどういうふうを考えられているのか、教えてください。

○一番ヶ瀬健康づくり課長

申請件数につきましては、平成26年度の不妊治療の助成の申請を259件と見込んでおります。1月現在では、137組の夫婦で169件の申請がっております。例年、2月、3月に申請が非常に多いものですから、まだ90件ぐらい年度末までにあるかと思っ、平成26年度の見込みを259件としております。

それから、助成金額につきましては、治療費から、佐賀県、それから、他の市町とかで助成金をもらった後の額の7割で、1年度当たり10万円を上限に、通算5年までということをしているところでございます。

○松永憲明委員

そうすると、平成27年度の見込みというのはどういうふうに見ておられるのか。

○一番ヶ瀬健康づくり課長

平成27年度につきましては、273件を見込んでいるところでございます。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

237ページの生活保護費のケースワーカーですけど、これで1人当たりの担当の数というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

大体、今、全体の平均で、1人当たり83ケースぐらいになると思います。

○山下明子委員

最初の説明の中で、医療扶助が非常にふえていて、高齢者がふえていることとの関係でということだったんですが、さっきの件数の中で、その他5名の説明の中で、医療費の、何ですか、アドバイスをする人なんですかね、だとか、適正化の人とか、担当の役割を言われていたんですが、こういう方たちの働きぐあいというのは、今どんな感じになっているんですか。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

まず、医療扶助相談指導員につきましては、平成27年度新たに任用する予定でございまして、年度当初の確保がちょっと難しかったものですから、10月から任用していきたいと思っております。

その理由につきましては、やはり被保護者の方々の生活習慣病等について、しっかりと日常的に生活状況の改善指導を専門の保健師のほうで指導していきたいという気持ちがあ

るもんですから、そういったところで任用しているところでございます。

それから、診療報酬明細点検員につきましては、それぞれのレセプトの内容を点検しまして、頻回受診、それから重複受診等のチェックをしまして、適正な診療が受けられているかどうかのチェックをし、そして、そういった情報をケースワーカーに伝えて、適正な診療をするように指導するというような役割を果たしております。以上でございます。

○山下明子委員

そういう診療報酬の点検をして、チェックをして、何か気づきだとか、そういうことは特にどんなことがあっていますか、現実には。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

特に高齢者の方になりますと、いろんな疾患、例えば整形外科なんかですけれども、ついつい同じような病気で違う病院をかけ持ちで診療したりする方がおられます。やっぱりそういった方々については、同一傷病であるならば、同一の病院でしっかり受診をしてくださいというような、そういう指導を行っております。特にやっぱり高齢の方は、どうしても同じ病気で複数の病院に行ったりする方がおられるもんですから、そういった方については、ちゃんと1つの病院で適正な診療を受けてくださいというようなお願いをしているところがございます。

○山下明子委員

医療機関への受診の前に医療券を受け取りに来るということがありますよね。現実には窓口でのやりとりというのがあるかと思うんですが、そのときはそこまで余り聞かないで、相談に乗らずにされているわけではないと思うんですけれども、そことの関係はどうなるんですか。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

医療券を取りに見えますので、そのときに、もし同じような病名で複数の病院にかかっているような場合だったら、もう当然そのときに受け付けた職員が、いや、これはやっぱり同じ病院で受けてくださいっていうような、そういうお願い指導をやっているところもありますけれども、そうじゃないところでは、全部をチェックするというのがちょっとなかなかですね、私どももその都度やっているんですけれども、そういったところで、気づけば当然窓口のほうでそういったお願い指導ということでやっているところがございます。全部はやっぱりチェックということは、なかなか十分ではないところが今現状ではございますけれども。

○山下明子委員

次に、241ページの保護施設事務費のところ、日の隈寮の整備のことが言われたと思うんです。これは、具体的にはどういう状況なんでしょうか。

○生活福祉課副課長兼保護三係長

救護施設は、県内に2カ所ありまして、しみず園と日の隈寮であります。そこに入居さ

れている方の生活費及びその施設の事務費を福祉事務所のほうで負担しているという状況であります。以上です。

○山下明子委員

増額の説明があったと思うんですが。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

入所者の方の数がふえているのと、あと、毎年、単価の改定がございますので、その単価アップの部分というところが主な原因でございます。

○山下明子委員

具体的に何人が何人になって、単価がどうなったかっていうのはわかりますか。

○生活福祉課職員

単価につきましては、毎年8月に更新がされていまして、今年度につきましては、日の隈寮は改定前の4月が18万7,610円です、改定後につきましては20万630円と、差額1万3,020円分変わっております。

(「もう1回数字を」と呼ぶ者あり)

日の隈寮につきましては、4月改定前の金額が18万7,610円となっております、改定後につきましては20万630円、差額1万3,020円分上昇しております。

人数につきましては、今年度の当初が35人になっておりましたが、現在、37人まで収容されております。

しみず園に関しましては、改定前が4月時点で16万7,650円となっております、改定後、16万9,630円、差額1,980円分上がっております。

人数につきましては、当初33人でしたが、現時点では36人の方が入られております。

単価につきましては、主に人件費分が上昇しております、この基準額につきましては、佐賀県地域福祉課のほうで基準が決まっております。以上です。

○山下明子委員

この施設で2万円ぐらい差があるのが人件費ということなんですが、それはどういう基準でそうになっているんですかねっていうのと、その上がりぐあいも違いますよね。1万3,000円と1,980円ということで、その辺はどんな状況だったんですか。

○生活福祉課職員

その点につきましては、その施設の持たれている設備の状況によりまして基準額が決まっております。そういった分も含めて、人件費にそこが反映されますので、上がり幅が施設によって変わっている部分もあります。以上です。

○堤委員長

よろしいでしょうか。ほかに御質疑ございませんか。

○川崎委員

生活保護関係で、237ページの一番下の黒丸で相談対応能力向上事業委託料って120万ほ

ど計上しているんですけど、この内訳、意味がちょっと、どのような対応か、教えてもらいたいと思います。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

これにつきましては、先ほど説明しましたけれども、職員のケースワーク上の資質を高めるといことで、いろんなケースに対応できるように、事前に年に6回ほど研修を行います。その研修先が、スチューデント・サポート・フェイスというところにそういった専門の講師がおりまして、その専門の講師にそういった研修を委託する、あとはいろんなマニュアルとか、そういったものを作成していくというところで、そういった部分での委託料というところになります。

○川崎委員

この生活保護受給者に対するの対応とか、指導の研修ということですか。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

ケースワーカーです。ケースワーカーが適切なケースワークができるように、その人の能力を高めていくために、ケースワーカーに対する研修ということでございます。

○川崎委員

私も2回ほど、大声で叫び声が聞こえたものですから、見に行ったところ、職員が生活保護受給者に怒りよっかなと思ったところが、生活保護受給者が職員に怒りよったわけですよ、2回。そういうふうなときの対応とか、原因はどういうようなことあったかなど、内容をちょっと教えてもらいたい。

○堤委員長

特定の事例のことを言われているのですか。

(発言する者あり)

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

1つは、精神的に不安定になる人、特に統合失調症等含めて、そういった精神的に不安定になっているような方々に対して、どのようにアプローチをしていったらいいとか、そういったところが私たちになかなかノウハウがございませんでした。そういったところをどのようなアプローチの仕方、相手をそういうふうには精神的に不安定にならないように対応していくかどうかというのを、専門のSSFの方々からいろいろやり方というのを研修で聞いて、そして、そういうノウハウを私たちが身につけて、そういった窓口とか、あるいは訪問先で、大声で不安定にならないようなアプローチの仕方、そういったところを私たちが今研修しているところでございます。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑ございませんか。

○山下明子委員

249ページの母子保健推進経費の訪問指導地域活動事業のところですが、全戸訪問とい

うことで、いわゆるこんにちは赤ちゃん訪問とかいうようなことなんだと思うんですが、これは、実績はどうなのかって言ったらあれなんです、例えば、生後すぐ、4カ月ぐらいの間でのことではあると思うんですが、結構、今、問題になっている児童虐待だとか、ネグレクトだとか、そういうものの発見とかにもつながっているのですかね、どんな状況なんですか。

○一番ヶ瀬健康づくり課長

乳児家庭の全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業です。生後4カ月ぐらいで、保健師が行ったり、助産師が行ったり、母子保健推進員が行ったり、民生委員、児童委員が行かれたりするんですが、その行ったところですね、この親はとか、ちょっと保育能力といますか、子育て能力がなかったりすると、関係機関のほうにつないだりとかいうようなことをしております、早期発見に努めているところでございます。

○山下明子委員

そういうのがふえている傾向にあるんですか。

○健康づくり課参事兼母子保健係長

ふえているかどうかというのは微妙だと思いますけれども、先ほどおっしゃいましたように、居住実態把握ということですので、全戸訪問させてもらっていますので、住所があっても、訪問してもいないとかいうケースは、必ずこども家庭課と連携をとらせてもらって、毎月1回は必ず連携をとらせてもらっておりますので、状況把握に努めさせてもらっています。

あとは、これ以外でも産後鬱のアンケートとかをとらせてもらっていますので、その中で産後不安定なお母さん、保護者がやっぱり虐待につながるということで、そこら辺のフォローをうちのほうで電話とかさせてもらっておりますので、件数がふえているというのは微妙なところなので、はっきりとお答えはできませんけれども、そういう形で全員の把握には努めさせてもらっております。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑はございませんか。

○川副副委員長

259ページの天山斎場の件で質問させていただきます。

この対象が久保田町の方ということで言われましたけど、久保田町の方が、例えば佐賀市の3施設の利用と、この天山斎場の利用、この利用の割合がわかったら教えてください。

○大坪市民生活部副部長兼市民生活課長

久保田町の方につきましては、天山斎場とつくし斎場、両方利用できるわけですけど、平成25年度で申しますと、全体が101名、そのうち、天山斎場が38名、つくし斎場34名、川副町葬祭公園3名、東与賀火葬場16名、佐賀市の火葬場は計53名でございます。その他につきましては、市外ということになります。

○川副副委員長

我々からすると、佐賀市の3施設を使っている割合が高いということで、例えば、これから先、久保田町民全ての方が佐賀市の3施設を使っても、利用的には問題ないということで考えていいですね。

○大坪市民生活部副部長兼市民生活課長

物理的に言いますと、それは可能だと思います。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、以上で第1号議案の審査を終わります。

次に、補正予算である第42号議案について、執行部から説明をお願いいたします。

◎第42号議案 平成27年度佐賀市一般会計補正予算(第1号)中、第1条(第1表)歳出第3款 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

臨時給付金のほうで、例えば、老齢基礎年金受給者等にかかわる加算措置が廃止になったということで、子育て世帯の場合は併給ができるようになってからまあまあとして、高齢世帯は切られるばかりということになるかと思うんですが、そこら辺のこれをなくした理由ということは明記されていますかね、明確になっていますか。

○成富福祉総務課長

特にそういった通知はあっていないようです。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に、特別会計予算を審査いたしたいと思います。

特別会計に関係のない職員の皆様は、御退室いただいて結構でございます。

◎関係職員以外退席

○堤委員長

それでは、まず、第2号議案について審査をいたします。

執行部から説明をお願いします。

◎第2号議案 平成27年度佐賀市国民健康保険特別会計予算 説明

○堤委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けしたい

と思います。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

被保険者数と世帯数が減少しているということでしたが、どんな状態になっているか、お示してください。

○福田保険年金課長

昨年の当初予算のときとの比較でございますが、世帯数につきまして、去年は3万2,934世帯を予定しておりましたが、今年度見込みとしまして3万2,671世帯ということで、263世帯、0.8%の減を見込んでおります。

あと、被保険者数につきましては、昨年の当初段階では5万8,568人を見込んでおりましたが、平成27年度予算では5万6,211人、2,357人の減、4.0%の減少を見込んでいるところでございます。

○山下明子委員

その要因というのは、どういうふうに見ておられますか。

○福田保険年金課長

要因は、複数ございます。人口の自然減、それから、私ども国保のほうから協会けんぽじゃないですが、ほかの保険者のほうに移られるということも一つの要因かと思っております。佐賀市の場合は、よそと比べて若干、協会けんぽあたりに移られる数が多いんじゃないかというふうに感じているところでございます。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、一旦休憩したいと思います。皆さんいかがいたしましょうか。トイレ休憩でもいたしますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、今、15分でございますので、25分まで。25分に再開をいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

しばらく休憩いたします。

◎午後2時13分～午後2時25分 休憩

○堤委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたしたいと思います。

続きまして、第3号議案と第4号議案について一括して審査をいたします。

執行部のほうから説明をお願いいたします。

済みません。その前に、前段の分で訂正があるということございますので。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

まことに申しわけございませんでした。先ほどの生活保護費の扶助費のところでございます。山下委員のほうから施設事務費についてということで、日の隈寮としみず園の入所者の数をということでございました。

日の隈寮、こちらを35人が37人というふうに申し上げましたが、正しいところは、36人が38人、2名の増でございます。

それから、しみず園でございます。当初、33人が36人というふうに申し上げましたが、正しくは、35人が33人と、こちらは2名の減でございます。

ただ、これは2月末現在でございます。予算的には、私どもは若干ふえるということを見込んで組んでおります。で、いわゆるそういった意味での若干の人数の増と、先ほど申し上げました単価アップというところで、この施設事務費の増というようなことございます。以上でございます。

○堤委員長

山下委員、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、福田保険年金課長、お願いいたします。

◎第3号議案 平成27年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計予算 説明

◎第4号議案 平成27年度佐賀市後期高齢者医療特別会計予算 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思っております。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

83ページの三瀬の国保診療所のほうですが、管理職手当の件ですね、常勤所長を置くということで、これは、今までがどうで、今度どういう扱いになるのかっていう、その身分とか、どういう資格を持っているのかというところを教えてください。

○三瀬診療所事務長

今現在勤務されているのは、富士大和温泉病院の副院長が所長として勤務をされております。常勤医師は、歯科医師に1名、内科医師に1人おります。来年度につきましては、現在、常勤医師が勤務しておりますけど、その医師が所長の管理者となる予定でございます。以上でございます。

○山下明子委員

つまり、今までは富士大和温泉病院の副院長が三瀬の所長だったのが、今度はそうではなく、今の三瀬の常勤医が所長になられるということは、富士大和の副院長は、ここはかわらないということでもあるということですか。

○三瀬診療所事務長

所長は独立して置かなければならないということから、富士大和温泉病院とは切れると

いう状態になります。以上でございます。

○山下明子委員

医師の体制としての影響はないのでしょうか。

○三瀬診療所事務長

特に現行の診療体制等が変更になるものではございませんので、著しくは変わらないと思っております。

○山下明子委員

ということは、今まで富士大和温泉病院の副委員長が所長であったけれども、三瀬に来ておられたわけではなかったということですか。

○三瀬診療所事務長

平成24年から、内科医師が女性の医師だったので、出産に伴いまして、その期間については、富士大和温泉病院の副院長が診療に来ていただいたということでございます。

○田中保健福祉部長

体制的には全然変わりません。医師がかわったときに、富士大和温泉病院の副院長をここの所長として置いたんですね。ただ、今回、監査がありまして、県のほうから、常勤の医者じゃないといけないという指示を受けたので、4月から変えましょうということで、今、常勤で歯科医師と内科医師と2人いますけど、内科医師のほうを所長としてやると。体制は全然変わりません。今後、向井先生に協力してもらわなければいけないところはいただいでいくということになります。で、温泉病院と何も関係ないというわけではありません。連携をとれるところはとっていききたいというふうに考えています。診療体制については、特に変わるところはございません。

○堤委員長

よろしいですか。

○川崎委員

そしたら、今、向井先生と言われた、副院長ですね。今度、院長先生が退職でしょう。今度どうなるのでしょうか。

(「それは富士大和温泉病院だからそこまではちょっと」と発言する者あり)

そしたら、よかです。

○松永憲明委員

75ページの外来収入の件なんですけれども、インプラントの施術の件数で、昨年の実績とことしの見込み、それから、1人当たりどれくらいの金額となったのか、そこら辺がわかればお願いします。

○三瀬診療所職員

今まで大体、1年間に10本から12本ぐらいのインプラントをやっておりまして、平成27年度については、13本ぐらいのインプラントを見込んでおります。1本当たり大体30万円

ということで見込んでおるところでございます。以上です。

○松永憲明委員

その30万円っていうのは、ほかのところから比較して適当な価格のものなのかどうか、ちょっとそこら辺をお願いします。

○三瀬診療所職員

佐賀大学の口腔外科のほうと、いろんなどころと協議をしながら、自由診療でありますので、同じような金額に設定をいたしております。

○松永憲明委員

ちょっと高いような気がするんですけども、もう少し市内の病院、歯科医院あたりだと、そこまではしないんじゃないかなっていうふうに、私がいざ実際やってきましたからわかるんですけども。

○三瀬診療所職員

いろんなどころの歯科医師もいろいろ調べていただいて、医大の口腔外科、それから県立病院の口腔外科、いろんなどころも大体基本的には同じような金額をされてあると思います。で、インプラントをする前に、自由診療でございますので、CTを撮ったりとか、それから、材料も非常にいい材料を使わせていただいて、診療させていただいているところでございます。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

110ページの後期高齢のほうですが、保険料の前年比で減っているというところの見込みといたしますか、どんなふうに見込んでおられるのかということが1つと、その一方で、歳出のほうでは、人間ドックであるとか、そういう部分がふえていますよね。そこら辺はどんな関係になっていますでしょうか。

○保険年金課後期高齢者医療係長

まずは、保険料の収入の部分が減っているというところでございますけれども、平成26年度に軽減の拡充が行われておりまして、その影響によって、平成26年度当初比からすると、平成27年度当初費は減額になっているというところでございます。

後の御質問のところ、人間ドック等のこと、健診のことだったでしょうか。済みません。——健診の増につきましては、この健診の費用は、集団健診を市のほうでは持っておりまして、後期高齢者医療広域連合からの受託事業ということで、全額が広域連合のほうから予算措置されるものでございます。以上です。

○山下明子委員

つまり、それは受診者がふえる見込みがあるんだと思うんですが、それは何かアップする手だてとかをしながらのことなのか、自然増でふえていくと見ておられるのか、そこら

辺はどうなんですか。

○後期高齢者医療係長

受診者数の増につきましては、後期高齢者も国民健康保険と同じように、公民館健診の取り組みをしております。その影響によりまして、平成26年度実績でも相当数ふえておりまして、平成25年度から取り組みを始めたところ、徐々にふえておりまして、平成27年度も同様にふえていくであろうというふうに見込んでおります。以上です。

○堤委員長

よろしいでしょうか。ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆様は御退室いただいて結構です。委員の皆様はそのままお残りください。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○堤委員長

それでは、委員の皆様にお諮りをしたいと思います。本日の審査に関して、現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしということよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。なしということでいたします。

それでは、明日は9時に開会いたします。

以上で本日の文教福祉委員会は終了いたします。